

## 麻薬教育認定薬剤師 新規募集の再開について

2021年4月30日

会員 各位

一般社団法人 日本緩和医療薬学会  
代表理事 塩川 満  
教育研修委員会委員長 中川 貴之

皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2018年より、長らくの間、制度の見直しのため新規募集を中断していた麻薬教育認定薬剤師につきまして、本資格の取得を目指されていた皆様におかれましては、多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり、誠に申し訳ございませんでした。コロナ禍を挟み、大変長い時間がかかってしまいましたが、この度、新規募集を再開できることとなりました。教育・研修方法も大幅に見直しており、新しく設定した麻薬教育認定薬剤師のコンピテンシーに従い、麻薬教育に関する学習をして頂きます。また、学習方法として学習管理システム（Learning Management System : LMS）を用いたe-ラーニングを導入し、また、研修会もオンラインで実施する予定です。

麻薬教育認定薬剤師の認定取得を目指す方は、下記の目的や募集要項等をよくお読みになり、是非、ご応募ください。

### 1. 麻薬教育認定制度の目的

医療用麻薬は、がん患者を痛みから解放するなど緩和ケアにおいて必要不可欠な医薬品ですが、国民の医療用麻薬に対する誤解や偏見は未だ根強く残っており、医療用麻薬が必要な患者に行き届かないケースもあります。一方、医薬品として承認された医療用麻薬であっても、万一、不適切に使用（乱用）されれば、その依存性や呼吸抑制等の重篤な有害作用が生じ、北米で社会問題にまで発展したオピオイド・クライシスに見られるような問題も引き起こしかねません。本邦では、薬物乱用防止教育が浸透し、諸外国と比較すると不正薬物の乱用は抑えられていますが、予断は許さない状況にあります。このように、医療用麻薬を適正に使用すれば、優れた効果を示す薬剤であることを国民に広く理解頂く一方、不正薬物の乱用防止とともに、適正使用が重要であることもあわせて教育・普及することが必要となりま

す。このような医療用麻薬のベネフィットとリスクを広く教育・普及するには、医療用麻薬や不正薬物に関する深い知識を有し、各地域で国民の健康増進に活躍する当学会員こそが相応しいと考えられます。

そこで本制度は、青少年、学校関係者（教職員、保護者等）、患者/家族や地域の医療/介護スタッフなどに正しい知識を得てもらうため、医療用麻薬の適正使用（ベネフィットとリスク）と不正薬物の乱用防止に関する深い知識と高い教育スキルを有する薬剤師を育成し、各地域で教育・普及活動を行うことを目的としています。

#### 【麻薬教育認定薬剤師が修得すべき知識と技術】

- ・ 医療用麻薬の現状を深く理解し、そのベネフィットとリスクを正しく伝えられる。
- ・ 医療用麻薬だけでなく、不正薬物や薬物乱用の実態に関する知識も持ち合わせている。
- ・ 青少年、学校関係者、患者・家族等を含む地域住民や地域の医療/介護スタッフなどに、それぞれのレベルにあわせて教育できる。

## 2. 新規申請要件

麻薬教育認定薬剤師の認定を申請する者は、次の各項の要件を全て満たす必要がある。

- 1) 日本国の薬剤師免許を有し、緩和医療や医療用麻薬に関する実務、研究あるいは教育に携わった経験と優れた見識を有していること。
- 2) 日本緩和医療薬学会の会員であること。
- 3) 過去5年以内に、認定対象となる講習会（当学会年会中の指定シンポジウム、当学会主催の教育セミナー、厚生労働省、麻薬・覚せい剤乱用防止センター等主催の「疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」等）を計10単位以上履修していること。
- 4) 過去5年以内に、認定対象となるe-ラーニング講習（20講座）を履修していること。  
ただし、緩和薬物療法認定薬剤師あるいは緩和医療専門薬剤師の資格を有している者は所定のe-ラーニング講習（認定/専門薬剤師用12講座）を履修していること。
- 5) 申請時に、当学会主催「麻薬教育認定薬剤師研修会」を受講していること。
- 6) 当学会が行う麻薬教育認定薬剤師認定試験に合格していること。
- 7) 所属する施設や部門の長（病院長、薬剤部長、施設長、店長等）の推薦があること。ただし、自らが長にあたる場合は自薦も可とする。

上記1)～7)の要件を全て満たした者は、麻薬教育認定薬剤師の新規申請を行うことができる。

### 3. 単位申請について

当学会員が麻薬教育認定薬剤師の認定対象となる講習会を受講し、「[麻薬教育認定薬剤師 単位申請用講習会受講レポート](#)」を提出すれば、麻薬教育認定薬剤師の認定単位を LMS 上で付与致します。麻薬教育認定薬剤師の認定対象となる当学会年会中のシンポジウム・教育セミナー・講習会等およびその単位数はホームページにて公開します。また、麻薬教育認定薬剤師と関連が深い講習会等を受講された場合、その講習会等の内容の詳細が分かる資料とレポートを提出すれば、担当で内容を確認し、単位を付与することもできます。その場合の、単位数のおよその目安は下記の通りとなります。ただし、講習会の内容により、単位が認められない、あるいは下記の目安よりも低くなることもあります。単位申請に関する具体的な方法は、下記の「麻薬教育認定薬剤師 単位申請マニュアル」をご覧ください。

#### 講習会等での単位の目安

1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 6 時間未満	6 時間以上
1 単位	2 単位	4 単位

- ・厚生労働省、麻薬・覚せい剤乱用防止センター等主催の「疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会」は4単位となります。受講は必須ではなく、1回の受講のみ単位として受け付けます。
- ・単位は年度毎（2021年4月～2022年3月など）に計算します。
- ・収集単位は緩和薬物療法認定薬剤師あるいは緩和医療専門薬剤師の申請あるいは更新のために使用した単位と重複しても構いません。
- ・緩和医療や医療用麻薬に関する講習会（麻薬教育認定薬剤師 資格更新要件で求められる講習会。ただし薬学部生や実習生を対象とした講義を除く）で講師を務めた場合、上記の単位の目安に1単位を加えることができます（例：市民を対象としたシンポジウムで1時間講演した場合、1単位+1単位=2単位）。
- ・新規申請に必要な単位数は10単位です。
- ・単位認定の方法（単位申請用講習会受講レポート提出）は、今後、変更されることがあります。その場合は、前もってホームページやメールにて連絡させていただきます。

[麻薬教育認定薬剤師 単位申請マニュアル \(PDF ファイル\)](#)

#### 4. 麻薬教育認定薬剤師 e-ラーニング講習について

麻薬教育認定薬剤師用の e-ラーニング講習は、LMS にて実施します。e-ラーニングは全 22 講座ありますが、そのうち、2 講座は更新者用のものですので、新規申請者は 20 講座（1.～20.）を受講してください。なお、緩和薬物療法認定薬剤師あるいは緩和医療専門薬剤師の資格を有している方は、所定の 12 講座（認定/専門薬剤師用 e-ラーニング講座）を受講してください。詳しくは、下記の「麻薬教育認定薬剤師 e-ラーニング講習受講マニュアル」をご覧ください。

[麻薬教育認定薬剤師 e-ラーニング講習受講マニュアル（PDF ファイル）](#)

e-ラーニングコンテンツ	一般新規申請者	有資格者※
1. 麻薬教育認定薬剤師のプロフェッショナリズム	●	●
2. 麻薬教育に必要な関連法規の知識	●	—
3. がんの基礎知識	●	—
4. 緩和医療の基礎知識	●	—
5. 医療用麻薬の種類と作用	●	—
6. 医療用麻薬の薬物動態と剤形	●	—
7. 医療用麻薬の副作用	●	—
8. 医療麻薬に関する周辺知識	●	—
9. 医療用麻薬の適正使用	●	—
10. 医療用麻薬による乱用・依存のリスク	●	●
11. 医療用麻薬適正使用の普及活動	●	●
12. 不正薬物の種類と作用	●	●
13. 不正薬物の危険性	●	●
14. 不正薬物の乱用状況	●	●
15. 不正薬物に関する周辺知識	●	●
16. 薬物依存の治療法	●	●
17. 薬物乱用防止活動	●	●
18. 薬物依存者の社会復帰	●	●
19. 教育の学習理論	●	●
20. 教育スキル	●	●

※緩和薬物療法認定薬剤師あるいは緩和医療専門薬剤師の認定取得者

なお、e-ラーニング講習にかかる費用は下記の通りとなります。

【e-ラーニング講習受講料】

新規申請者（20 講座）	10,000 円
緩和薬物療法認定薬剤師/緩和医療専門薬剤師の資格を有している新規申請者（12 講座）	6,000 円

## 5. 麻薬教育認定薬剤師研修会について

必要な麻薬教育認定薬剤師用の e-ラーニング講習を全て受講すれば、麻薬教育認定薬剤師用研修会を受講することができます。2021 年度の研修会は、2022 年 1～3 月の間にオンラインにて開催する予定です。詳細につきましては、また、ホームページ等でお知らせ致します。なお、研修会の参加費は、3,000 円となります。

## 6. 麻薬教育認定薬剤師認定試験について

必要な麻薬教育認定薬剤師用の e-ラーニング講習および研修会を全て受講すれば、麻薬教育認定薬剤師認定試験を受験することができます。2021 年度の認定試験は、2022 年 2～3 月にオンラインにて開催する予定です。詳細につきましては、また、ホームページ等でお知らせ致します。なお、認定試験の受験料は、1,000 円となります。

## 7. 申請方法および申請書類

申請は、全て LMS 内で受け付けます。全て PDF ファイルあるいは画像形式（TIFF、JPEG、PNG など）にてアップロードしてください。様式が指定されている場合はホームページよりダウンロードして作成の上、必要な場合は PDF 化してアップロードしてください。詳細につきましては、申請期間の前にホームページ等でお知らせ致します。なお、認定申請料は 3,000 円となります。

### ○新規申請書類

- ・麻薬教育認定薬剤師認定申請書（様式 1）
- ・薬剤師免許の写し
- ・認定対象となる講習会の受講修了証（10 単位の受講修了証を LMS より出力）
- ・e-ラーニング講習の受講修了証（20 講座の受講修了証を LMS より出力）
- ・麻薬教育認定薬剤師研修会の受講修了証
- ・麻薬教育認定薬剤師認定試験の合格証
- ・所属する施設や部門の長等の推薦書（様式 3）

### ○申請期間（予定）

2022 年 3 月を予定しています。詳細につきましては、追ってホームページ上でお知らせ致します。

## ○審査結果について

可否の結果はLMSよりメールでお知らせします。合格者には、後日、認定証を郵送します。認定期間は5年間です。

- ・審査中に疑義が生じた場合は書類の確認をさせて頂く場合があります。
- ・認定者はホームページ上の麻薬教育認定薬剤師名簿に、都道府県名、氏名、所属機関名、認定年度を掲載させて頂きます。あらかじめご了承ください。

## 8. 新規申請に必要な費用について

麻薬教育認定薬剤師の新規申請に必要な費用は下記の通りとなります。

e-ラーニング講習受講料	研修会参加費	試験受験料	認定申請料	合計
10,000円(20講座) (6,000円(12講座))※	3,000円	1,000円	3,000円	17,000円 (13,000円※)

※緩和薬物療法認定薬剤師/緩和医療専門薬剤師の資格を有している場合

## 9. その他

- ・本認定資格は当学会会員の資格を失った時点で失効します。
- ・合格後5年毎の更新が必要です。更新申請が行われない場合、資格が失効します。
- ・住所等の変更は、会員専用ホームページから会員の情報を速やかに更新してください。

## 10. お問い合わせ

サポートリンク合同会社

〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目5-13 桜橋第一ビル304号

E-mail : info@sprt-link.jp

※新型コロナウイルス感染拡大防止のためテレワークを実施しております。テレワークに伴い、お問い合わせはメールにて対応させていただきます。お問い合わせの回答が遅れる場合もございますこと、予めご了承くださいませ。

テレワーク終了時期は、今後の状況を鑑みながら慎重に判断いたします。

大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日本緩和医療薬学会 教育研修委員会

麻薬教育認定制度担当委員

中川 貴之（京都大学医学部附属病院 薬剤部）

伊藤 剛貴（草加市立病院 薬剤部）

佐伯 朋哉（横浜南共済病院 薬剤科）

吉澤 一巳（東京理科大学 薬学部）

横山 郁子（神戸薬科大学 総合教育研究センター）